

旧避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住し、同町内に新居を建築中であった申立人について、原発事故の影響により工事が途中で解除されたことに基づく損害として、工事費用（材料購入費、工事着手金等）が賠償された事例。

## （全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

|      |                  |           |
|------|------------------|-----------|
| 損害項目 | (1)別紙記載の建物新築工事費用 | 973万2033円 |
|      | (2)弁護士費用         | 29万1961円  |

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金1002万3994円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは、被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年7月11日

〇〇-〇 X1ほか1名

|   | 摘要           | 金額          |
|---|--------------|-------------|
| 1 | 木材購入費用       | ¥2,000,000  |
| 2 | 上水道敷設費用      | ¥300,000    |
| 3 | 給水加入金        | ¥63,000     |
| 4 | 建築設計・管理業務費用  | ¥315,000    |
| 5 | 新築工事着手金      | ¥6,000,210  |
| 6 | 宅地擁壁工事費用     | ¥735,000    |
| 7 | 24条道路進入路工事費用 | ¥87,000     |
| 8 | 融資利息         | ¥231,823    |
|   | 小計           | ¥9,732,033  |
| 9 | 弁護士費用        | ¥291,961    |
|   | 合計額          | ¥10,023,994 |